

二文字以下のアルファベット・数字から構成される 型番的名称に関する商標調査研究

商 標 委 員 会
第 3 小 委 員 会*

抄 録 企業がつける製品の名称には様々なタイプのものがある。例えば、既存語や造語から構成される名称の他に、特定の意味をもたないアルファベットや数字の組合せにより構成される名称（以下「型番的名称」）が存在する。この型番的名称は、単に自社製品同士を区別する型番として用いるだけでなく、自社商品と他社商品との識別を目的として製品名として用いられる場合もあり、電気・機械・輸送機器分野等で広く用いられている。

しかし、型番的名称に関する登録可能性や権利範囲の特定については、構成されるアルファベットや数字の組合せはもとより国毎にもその判断が異なってくる。そこで本稿では、海外における二文字以下のアルファベット、数字及びこれらの組合せからなる型番的名称に関する登録可能性や、型番的名称が識別力を有する場合の権利範囲及び不使用取消を回避するための条件などについて調査研究することとした。

目 次

1. はじめに
 1. 1 本稿中の文言について
2. 各国の型番的名称の取り扱い
 2. 1 米 国
 2. 2 EU (EUTM, ドイツ, イギリス)
 2. 3 中 国
 2. 4 タ イ
 2. 5 インドネシア
 2. 6 オーストラリア
 2. 7 ブラジル
 2. 8 ロシア
3. おわりに

1. はじめに

日本の商標審査基準¹⁾においてはアルファベット一文字又は二文字からなる商標や、数字からなる商標、アルファベット一文字又は二文字の前後に数字を組み合わせた商標などについて

は、商標として識別力を有していないものとして、著名性を獲得しない限りは商標登録を受けることができない（例：「A」、「123」、「AB2」など）。

よって、識別力を有していない上記商標については他者の商標権侵害を懸念することなく使用することができるため、日本企業においても型番や製品名などに型番的名称として広く用いられてきた。

一方、海外においては国ごとに審査基準が異なるため、日本とは異なり上記のような型番的名称の商標登録が可能な国も存在する。よって、日本と同様に海外においても識別力を有していないものと判断した結果、他者商標権を侵害してしまう可能性があり、製品にこのような型番的名称の表記を行う日本企業にとって特に悩ま

* 2016年度 The Third Subcommittee,
Trademark Committee

しい問題となっている。そこで、上記問題を解消すべく、型番的名称に関する本テーマに取り組むこととした。

今回テーマに取り組むにあたり、本研究に携わった各社の関心が高かった海外15か国・地域において、型番的名称の識別力、権利行使の可能な範囲及び不使用取消において使用と認められる範囲について、公表された資料の検証、及び現地代理人に対するアンケートの実施を通して調査研究を行った。

このアンケートでは、別表に記載のA乃至Wの質問、及び他者商標権の侵害回避の手段について、現地代理人に見解を求めた。

本稿では、A乃至Wの質問に対して肯定的な見解（51%以上）を「Y」、否定的な見解（49%以下）を「N」として別表にまとめるとともに、15か国のうち主要国8か国・地域について、型番的名称に関する権利化、権利行使、不使用取消の特徴や注意点、他者商標権の侵害回避策を詳述する構成としている。なお、特に各社とも出願が多い米国、EU、中国については、審決例等を含めて詳細に検討を行った。

また、アンケートにあたっては、各国・地域の回答が、それぞれの国・地域での著名性の差により影響を受けることを避けるため、著名性を有しない商標を質問対象として選択した。

なお、アンケートで複数の現地代理人に確認して見解に相違が見られた事項については、該当箇所その旨を記載しているが、本稿の活用の際には、自社における経験や最新の法改正情報等も併せて検討した上で、とり得るべき対策を判断することが妥当であると考え。

1. 1 本稿中の文言について

本稿で使用している用語については、現地の制度や法慣習をできる限り忠実に伝えるため、日本や他の国・地域の用語の意味と統一して解釈することなく、現地代理人の回答内容を正確

に翻訳し掲載している。

また、文中で言及されるアルファベットや数字は、特に断りがない限り通常書体（書体に商標としての特徴を有さない書体）を前提とした。

なお、他者商標権の侵害回避策として型番と明記することが有効と回答のあった国・地域について言及する箇所においては、型番を「Model No.」と表記している。

2. 各国の型番的名称の取り扱い

2. 1 米 国

数字のみ、アルファベット一文字又は二文字、アルファベットと数字の組合せは、いずれも、商標として認識される態様で使用されている限り、商標登録可能である。

権利行使においては、アルファベット二文字の商標の権利行使が認められた事例があり、他者からの不測の権利行使を避けるためには、二文字以下のアルファベットと数字からなる商標であっても、事前に商標調査・出願等の対応が必要である。なお、他者商標の侵害回避策として、「Model No.」と明記して商品裏面に記載するような態様であれば、型番としての使用であって、商標としての使用ではないため、商標権侵害に該当しないとの反論は可能であると現地代理人はコメントしている。

不使用取消においては、数字の付加や変更が要旨変更該当しないとされ取り消されなかった事例もあるが、要旨変更該当するか否かは実際の案件ごとに検討する必要がある。

(1) 権利化

使用主義を前提としていることから、商標として認識される態様で使用されている必要がある。商標として使用されていれば、数字のみの商標は、桁数に拠らず（一桁又はそれ以上でも）、出所を識別する商標としての機能を有している

と判断される。例えば、「5」（登録0997190号，5類糸シーリング材）、「130」（登録4928858号，33類ワイン）、「1503」（登録3900720号，18類スポーツバッグ）などの登録例がある。

アルファベット一文字の商標についても，商標としての機能を有していると判断され，使用により識別力を獲得していることを立証する必要はない²⁾。登録例としては，「Z」（登録1595222号，12類自動車）、「Q」（登録2808426号，16類印刷物）、「R」（登録2514948号，7類油井掘削用器具）などがある。

アルファベット二文字以上の商標や，アルファベットと数字の組合せの商標についても同様に登録可能であり，ハイフンの追加は登録性には影響を与えない。

(2) 権利行使

アルファベット一文字の商標の商標権者が，アルファベットに数字を付加した商標の使用に対して権利行使する場面においては，当該アルファベットの第三者の商標の使用状況，付加した数字の持つ意味，図案化の程度等により判断が異なるため，実際の案件ごとに検討する必要がある。一方，アルファベット二文字の場合は，一文字の場合と比べてより強い商標と考えられ，権利行使が認められる可能性がある。「EB」と「EBS」の間に混同の虞があると認めた審決例（Edison Brothers Stores, Inc. v. Brutting E.B. Sport-International GmbH, 230 USPQ 530, 533 (TTAB 1986)）、「FSC」と「FS」について，同一又は密接に関連する商品に使用されているとして混同を生じる虞を認めた審決例（Feed Service Corp. v. FS Services, Inc., 432 F.2d 478, 167 USPQ 407, 408 (CCPA 1970)）、「SKI」が「SK-97」，「SK-128」，「SK-98」といった「SK」からなるシリーズ商標と混同が生じるほどに類似していることを認めた審決例（In re Standard Kollsman Industries, Inc., 156 U.S.P.Q.

346 (T.T.A.B. 1967)）がある。

例えば「C500」の商標権者が数字のみが異なる「C800」の使用に対して権利行使をする場合について，「当該アルファベットが要部であり全体として混同が生じる虞があると主張することで権利行使が可能である」と現地代理人はコメントしている。

(3) 不使用取消

実際の使用態様が登録商標とは異なる場合，要旨変更と判断されると，登録商標の放棄とみなされ登録が取り消される虞がある（審決例 Paris Glove of Canada Ltd. v. SBC/Sporto Corp., 84 USPQ2d 1856, 1861 (TTAB 2007)）。しかし，当該使用態様が，商標の商業的印象を変更せず，新たな商標とみなされるものでない場合は要旨変更には該当しない（審決例 Visa International Service Association v. Life-Code Systems, Inc., 220 USPQ 740, 743 (TTAB 1983)）。例えば，商標「G」の権利者が実際には「G50」のように数字と組合せて使用している場合，「G」が「50」から独立して際立った商業的印象をもたらすと考えられる場合は，要旨変更には該当しない。「50」のような数字部分が，出所識別機能を有さない場合があることを言及した審決例が参考になる（In re Sansui Electric Co., Ltd., 194 USPQ 202 (TTAB 1977)）。要旨変更の範囲に該当するか検討し，要旨変更には該当する場合は，実際の使用状況に合わせて新たな出願権利化等の対応を検討する必要がある。

2. 2 EU (EUTM, ドイツ, イギリス)

以下，欧州連合商標（EUTM）及びドイツ，イギリス商標について，各商標における法的状況を調査した。

EUTM，ドイツ，イギリス商標に関する共通する代理人見解として，数字やアルファベット，またその組合せからなる商標は商品・役務

との関係において識別力を有していることを条件に登録可能である。権利行使においては、混同の虞が生じるかどうかを考慮されるため、商標の類似性だけでなく、商品や流通経路の近似性、需要者の洗練度などの立証が必要となる。不使用取消の場面においては、登録商標の識別力に影響を及ぼさない態様が真正な使用と認められる。

(1) 権利化

EUTMにおいては、数字及びアルファベット一文字からなる商標について、EUTM審査基準のPART B, EXAMINATION, SECTION 4 絶対的拒絶理由, 2.2識別性, 2.3記述性において言及されている。

数字からなる商標はEUTM審査基準及びドイツ、イギリスの現地代理人のコメントによると登録可能であるが、数字が商品・役務に関する情報（例えば、ワインにおいて年号を示す四桁の数字、車・タイヤ・婦人服等においてサイズを示す数字、各商品の数量を示す数字、等）を含む場合には、識別力なしとして拒絶されることがある。一方、数字が、その商品・役務に対して特定の意味を有さず識別力があると判断されれば登録になる可能性がある。ドイツ代理人によると、桁数については、多ければ多いほど登録されやすくなるとのことである。

登録例としては、「123」（EU登録01748342号、ドイツ登録30022755号、12類自動車）、「99」（イギリス登録807825号、30類チョコレート）、「911」（ドイツ登録39630460号、イギリス登録2104851号、3類整髪料）があげられ、一桁の数字のみからなる登録例はみつからなかった。

一方、EUTMにおいて数字からなる商標の識別性を否定された例を以下に示す。Serge Blancoという有名な元ラグビー選手が25類の衣類及び32類のビールにおいて自分の背番号「15」を商標登録しようとしたところ、「15」は明確

かつ直接的にサイズやアルコール度数の情報を示すに過ぎないという理由で審判部により拒絶が確定している（Trial No. R72/2009-2）。また、Nike社が登録した商標「90」については、服のサイズを示すために使用される一般的な数字であるため、25類の衣類においては無効とされた（Cancellation No. 2526）。さらにBASF社による2類の車用ラッカーの商標「90」については、単にラッカーの品番あるいは色番を示すとみなされるところとして、拒絶が確定している（Trial No. R1097/1999-2）。

アルファベット一文字の商標は、EUTM、ドイツ、イギリス商標に関する共通する代理人見解として商品・役務との関係において記述的な意味合いを持たないと判断されれば登録される。例えば、「W」（EU登録012282455号、4類薪）、「G」（ドイツ登録30129511号、42類プログラムの作成・保守）、「A」（イギリス登録2636345号、9類ソフトウェア）等の登録がある。

一方で、EUTM商標「E」は風車、発電機等の分野で「energy」や「electricity」を意味するとして、記述的であると判断された（CFI T-329/06）。このように、商品・役務において取引上広く使用されていたり、その言語において慣用となっていたり、商慣行が成り立っている場合、識別力が欠如していると判断される。

アルファベット二文字以上の商標やアルファベットと数字の組合せの商標についても、商品・役務において記述的な意味合いを持たないと判断されれば、登録可能である。桁数が多い数字との組合せほど、また、数字や文字、またその組合せが無作為で不規則なほど、識別性が増すとされている。

以上のように、数字やアルファベット一、二文字の商標、又はその組合せが商標として機能するかどうかは、商品・役務との関係やそれぞれの事案の事実状況により識別性を有するかどうかで判断される。

(2) 権利行使

EUTMの権利行使における侵害可能性については各国での判断に依るが、以下、ドイツ及びイギリスの状況について調査した。

ドイツ及びイギリスにおいて、一般的に、登録商標と同じ文字に数字を追加した商標に対しては、権利行使が可能である。しかし、判例によると、少ないアルファベット及び数字で構成される商標については、僅かな差異があれば、混同を生じさせないとされている。従って、アルファベット一文字又は二文字のみからなる登録商標や、アルファベット一文字又は二文字と数字との組合せからなる登録商標によって、異なる数字を組合せた商標に対して権利行使することは難しい。ただし、イギリス代理人によると、アルファベット二文字以上の場合（例えば「CR」vs「CR2」, 「CR-80」）、需要者に混同が生じる虞があると主張することは可能であり、また、語尾よりも語頭部分が共通しているほうが、混同の虞を立証しやすい、とのことである。また、ドイツ及びイギリス代理人の共通見解として、アルファベット一文字、二文字が共通し、後ろに来る数字の桁数が一致している場合、（例えば「C500」vs「C800」）、両商標は少なくとも外観において類似性があるため、より混同の虞が認定されやすくなる。

なお、EUTM、ドイツ、イギリスの共通見解として、混同の虞の有無を裁判所が判断するにあたっては、識別力のある主要な構成部分を考慮し、両商標の視覚的・聴覚的・概念的類似性の度合いなどの関連事実をすべて検討するとともに、商品・役務や流通経路の近似性、需要者の洗練度も考慮する。

(3) 不使用取消

商標の使用は登録されたその商標の識別性を変更しない態様でなければならない。EUTM、ドイツ商標については、登録商標に数字等を組

合せて使用した場合（例えば、登録商標「G」について、「G50」「G-100」を使用した場合）、数字の要素は登録商標の識別力に影響を与えるため、これらは登録商標の真正な使用とはみなされない。ただし、イギリス代理人によると、組合せられた数字が記述的である場合（例えば、商品の量、サイズに関する数字）、その追加の数字は商標の識別性を変更するものではないと考えられ、登録商標の使用と認められる。なお、EUTM、イギリス及びドイツ商標において、ハイフンの省略や追加（例えば、商標「CR50」について、「CR-50」を使用した場合）は必ずしも商標の識別性を変更するものではないので、登録商標の真正な使用とみなされ、従って、不使用取消においては使用証拠として認められる可能性があるとの共通見解を得ている。

2.3 中国

アルファベット一文字又は二文字、一桁の数字については、識別力なしとして商標登録は認められないが、使用により識別力を得た場合には商標登録可能である。アルファベット一文字と数字を組合せたものについては、数字の桁数によらず商標登録は可能であるが、通常、規格表示や貨物番号、型番として使用する慣例のある商品に関して商標登録は認められない。権利行使にあたっては、商標の構成要素の同一性がかなり厳格に判断される傾向にある。

また、不使用取消に対抗するためには、登録商標の構成と同じ態様である使用証拠を提出できることが望ましい。

使用していない場合は誤認混同の虞がないと判断され権利行使が出来ない可能性もあるため、注意が必要である。

なお、他者商標権の侵害回避策として、仮に他者が「GR50」という商標を保有していた場合に、製品名称と組合せ、「製品名称/GR50」の二段表記として製品に使用すれば製品名称の

型番と判断される可能性が高く、商標権侵害とはならないとの現地代理人の見解もある。また、「Model No. : GR50」というような表示をする場合は商標的使用にあたらぬとの現地代理人の見解もある。

(1) 権利化

商標法第十一条において、以下に掲げる標章は、商標として登録することができないとされている。

(一) その商品の単なる普通名称、図形、型番にすぎないもの。

(二) 商品の品質、主要原材料、効果、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するにすぎないもの。

(三) その他の識別力を欠くもの。

第一項第三号の「識別力を欠くもの」については、審査基準によれば、一文字又は二文字のアルファベットとされている(例:「**A**」(服装), 「**ro**」(腕時計))。

数字からなる商標は、当該数字を規格表示又は貨物番号として使用する慣例のある商品を指定商品とした場合、識別力を欠くものとして登録は認められない。また、一桁の数字についても同様に登録は認められない。一方、一般にアルファベット一文字と数字の組合せにおいては、数字部分の桁数によらず登録される場合が多い(例:「**Y7**」(登録8780605号, 3類洗髪用液), 「**K7**」(登録7559627号, 5類塗布薬))。しかしながら、第9類の電子機器分野においては、数字とアルファベットの組合せが広く規格表示や貨物番号として使用されていることを理由に登録が認められない傾向にある。また、商標の構成要素に、ハイフンがある場合も型番と捉えられやすい。なお、商標局の審査において識別力なしとされた場合にも、裁判所ではその判断が覆る可能性もあり、使用に際しては個別に現地代理人に相談することを推奨する。

他方、アルファベット一文字又は二文字を圖案化したものや、その他の要素と組合せて全体として顕著な特徴を備えていれば登録の可能性はある。

(2) 権利行使

商標権侵害を立証するためには、商標権者が商品・役務に対する識別力の強さ(登録商標の顕著性)、商標全体の類似性を立証する必要がある。商標の類否を判断する場合、アルファベットと数字の字体、桁数、登録商標の知名度が考慮される主要要素であり、アルファベットと数字の間のスペース、「・」、「_」等記号の有無や記号の差異はさほど考慮されないようである。

しかしながら、例えばアルファベット一文字もしくは二文字又はそれらと数字を組合せた商標においてはアルファベット自体に識別力が欠けるものであり、それに数字を組合せた商標であっても、数字部分が異なれば類似商標とはならない(例:「C500」vs「C800」)ので、権利行使が認められる可能性は低い。その一方で、アルファベットのみが異なる場合に、この異なる要素及び全体が近似していることが立証できれば、権利行使可能となる場合がある(例:「C500」vs「G500」)。また、個別の数字やアルファベットの入れ替えだけで、全体の外観が非常に似ていることによる混同の虞の主張は可能である。(例:「F500」vs「F500」)。

(3) 不使用取消

商標の使用として認められるか否かについては、使用商標の構成要素であるアルファベットや数字が、登録商標と同一であることが要件となる。アルファベットの大文字小文字、スペース、「・」の有無のみの差異は同一性の判断に影響を及ぼさない一方、「-」、「_」の有無・差異は影響を及ぼす可能性がある。



2.4 タイ

数字のみで構成される商標、及びアルファベット一文字の商標は原則登録性がない。アルファベット二文字、アルファベットと数字の組合せからなる商標は、行政レベルにおいては識別力がないと判断され登録が拒絶されるが、裁判所では登録が可能と判断される場合がある。したがって、アルファベット二文字、又はアルファベットと数字を組合せたものを型番として使用する場合には、使用前に調査を行うことが望ましい。不使用取消に対しては、登録商標と完全に同一の商標を使用していない限り、対抗できない。

(1) 権利化

数字のみで構成される商標及びアルファベット一文字の商標は、審査官又は審判部の行政レベルでは登録を拒絶され、裁判所においても識別力が認められるか否かは定かではない。

特定の意味がなくかつ称呼が生じないアルファベット二文字、及びアルファベットに数字を付加又はハイフンで数字を結んだ商標（例：「CR5」、「CR-5」）は、行政レベルでは識別力を欠くという理由で拒絶されるが、いくつかの裁判所判決においては、どのように、なぜその商標が創作されたのかを証明することができれば、登録が認められている。例えば、「Y-3」（登録TM372290号，18類革）（登録TM372311号，25類シャツ）について、最高裁判所は、「Y」は商標の創作者の最初の名前に由来し、「3」は出願人の別商標である3本のストライプに由来するため、登録できると判断した（判決番号17963/2555（2012））。他には、「A380」（登録TM225547号，12類航空機）について、知的財産裁判所が、文字と数字が独自に配列されており、広く使用されているため登録可能と判断している（判決番号TorPor23/2558及びTorPor98/2558（2014））。

なお、数字のみ、もしくはアルファベット一文字であっても、図案化することで登録が可能となる。具体例としては、「」（登録Kor363205号，3類）、「」（登録Kor301710号，25類）が挙げられる。

(2) 権利行使

アルファベット二文字の商標を根拠としてそれに数字を組合せた商標に権利行使する場合（例：「CR」vs「CR5」）、アルファベットと数字の組合せからなる商標を根拠として数字のみが異なる商標に権利行使する場合（例：「C500」vs「C800」、「CR50」vs「CR100」）に、権利行使が成功する可能性は、混同の虞を証明できるか否かによる。明文化された基準はないものの、裁判所では、混同の虞の判断にあたって、商標全体の外観及び称呼、観念及び商的印象、商品の類似性、購買者の洗練度及び取引実情、先行商標の著名性、類似商品において使用されている類似商標の数と性質、実際の混同の証拠、後の使用者の商標採択の意図、を検討する。

なお、商標法第44条において、侵害の範囲が、登録商標の商品と同一の商品に限定され、類似範囲は含まれないことに注意が必要である。

(3) 不使用取消

商標の使用態様が登録商標と異なる場合には、不使用取消に対抗できない。例えば、アルファベット二文字の登録商標に数字を組合せて使用した場合（例：登録商標「KL」について「KL1」又は「KL50」又は「KL100」を使用した場合）は、登録商標の使用とは認められない。また、ハイフンの省略がある場合（例：登録商標「CR-50」について「CR50」を使用した場合）も、登録商標の使用とは認められない。登録商標「VITANA-SM」について「VITANA-EZ」の使用証拠が提出されたが登録商標の使用と認められなかったという最高裁判所の判例がある

(判決番号2082/2557 (2014))。

2.5 インドネシア

数字, アルファベット一文字又は二文字, さらに数字とアルファベット一文字又は二文字を組合せたもの(ハイフンの有無を問わない)について商標登録が可能である。しかしながら, それらの商標権の権利範囲は広いとは言い切れない。例えば, アルファベット一文字又は二文字についての登録商標を有している場合に, それらと同一のアルファベット一文字又は二文字に数字を組合せたものに対する権利行使が認められる可能性は, 当該数字の桁数等によって変わってくる。また, 登録商標と異なった態様での使用は, 登録商標の使用を示す証拠とみなされない可能性が非常に高い。

(1) 権利化

数字, アルファベット一文字又は二文字, 数字とアルファベット一文字又は二文字を組合せたもの(ハイフンの有無を問わない)について, 商標登録が可能である。これらの具体例としては, 「909」(登録第285235号, 16類紙類), 「D」(登録第436328号, 25類被服及び履物), 「JW」(登録第337384号, 35類小売業), 「Z23」(登録第460604号, 7類動力伝導装置), 「TT2000」(登録第244070号, 6類金具類), 「N-11」(登録第256701号, 36類金融業), 「MT-11」(登録第359642号, 24類織物)等が挙げられる。

(2) 権利行使

アルファベット一文字又は二文字に一桁の数字を組合せたもの(「CR」vs「CR5」)や同じ桁数で同じ位の数字のみが異なるもの(「CR200」vs「CR500」)に対しては, その類似度合は高いと考えられるため, 権利行使が認められる可能性は高い。一方で, 数字の桁数が異なるもの(「CR50」vs「CR100」)や同じ桁数でも全ての

位の数字が異なるもの(「CR450」vs「CR888」)に対しては, その類似度合が低いと考えられるため, 権利行使が認められる可能性は低い。

(3) 不使用取消

登録商標と異なった態様での使用は, 登録商標の使用証拠とみなされない可能性が非常に高い。アルファベット一文字又は二文字の登録商標に数字を付加して使用するものや(例:「CR」vs「CR50」), アルファベット一文字又は二文字と数字の組合せからなる登録商標について, 数字部分を変更して使用するものは(例:「CR500」vs「CR800」), 登録商標とは全く別異の商標の使用として取り扱われる。通常書体からなる商標を図案化したものを使用する場合も, 同様に別異の商標として取り扱われる。そのため, 実際に使用する態様にて商標登録を行う必要がある。

2.6 オーストラリア

アルファベット一文字, 一桁又は二桁の数字以外は登録になる可能性がある。また, 数字違い等の構成が異なる場合であっても他者の商標に対して権利行使の余地があるとともに, 不使用取消においては, 登録商標とは異なった態様での使用であっても, 登録商標の使用と認められる可能性があるという点で特徴があると言える。

(1) 権利化

一般的に一桁もしくは二桁の数字, アルファベット一文字は識別力欠如のため登録が難しいが, それ以外の型番的名称が登録になる可能性は高いと考えられる。ただし, 商品・役務の分野において数量, 質, 生産日やモデルナンバーなどの商品・役務の特性を表すものとして, その業界において広く使用されている実情があれば, 識別力の欠如を理由に登録にならないこと

がある。なお、アルファベット一文字、一桁又は二桁の数字であっても、ロゴ化されることにより識別性を発揮し、登録になることがある。具体例としては、「R」(登録第410649号、9類カメラ)、「>」(登録第571590号、25類スポーツシューズ)、「X」(登録第1048619号、14類貴金属)が挙げられる。

(2) 権利行使

アルファベット、アルファベットと数字の組合せからなる商標による権利行使にあたっては、商品・役務の分野における使用の範囲(その業界や商品・役務において広く使用されている場合には権利行使は難しい)、商品・役務の専門性(需要者が限定されている等の場合には権利行使は認容されやすい)等を考慮する必要がある。

事案として、「GR」という商標権がある場合、「GR50」の使用が権利侵害になるかに関しては、「GR」の識別力が弱いことから侵害にならないとの見解と、「GR50」は「GR」の付された商品の新しいバージョンと解されるため侵害を構成するとの見解に分かれた。使用される業界、付される数字等により判断が異なってくるのではないかと思われる。また、「GR50」にハウスマークを併記する、又は「製品名称/GR50」の二段表記として製品に使用すれば「GR」の権利侵害の回避が可能との現地代理人の意見もあった。

商標の構成としては、数字部分が概数か否かによって判断が分かれることもあるため注意を要する。例えば、「CR-50」という商標権がある場合、「CR-90」の使用は商標権侵害と考えられるが、「CR-11」の使用が商標権侵害となる可能性は低いと思われる。

混同の判断においては、問題となっている両商標を一般的な消費者が隔離観察した場合に出所が同じであるととらえられるかが考慮される。

(3) 不使用取消

登録商標に類似する商標の使用についても、使用証拠と認められる可能性がある(例:登録商標「KL」について、「KL1」又は「KL50」又は「KL100」を使用した場合、不使用取消に対抗できる場合がある)。また、特許庁は登録商標の使用が証明されない場合であっても、商標登録を維持することが妥当であると判断した場合には商標権を取り消さない裁量権を有している。

2.7 ブラジル

アルファベット又は数字一文字の登録は認められず、これらを組合せたアルファベット及び数字各一文字からなる商標(例:「C5」)、並びにアルファベット又は数字各二文字以上からなる商標(例:「CR」、「50」)は登録可能性がある。また、アルファベット一文字と数字を組合せた登録商標を根拠として、数字のみが異なるものへの権利行使が認められる可能性があり(例:「C500」vs「C800」)、このような商標を採用する際は留意する必要がある。不使用取消においては、アルファベット二文字からなる登録商標につき、当該登録商標に二桁以上の数字を組合せて使用しているものは使用証拠として認められない可能性が高く、アルファベット部分のみでも使用する、又は数字を組合せた出願も行う等の対応も検討する必要がある。

(1) 権利化

アルファベット又は数字一文字の登録は認められない一方、これらを組合せた数字及びアルファベット各一文字以上からなる商標、アルファベット一文字と数字をハイフンで組合せたものからなる商標、及びアルファベット又は数字二文字以上からなる商標につき、登録可能である。これらの具体例としては「8Y」(登録823528685号、5類医薬製剤及び物質)、「B14」

(登録83090798号, 6類金属又は鉄の製品特にファスナー等留め具), 「e-1831」(登録831252677号, 6類レール固定用クリップ), 「FM」(登録825257506号, 37類フォークリフトのメンテナンス及び修理), 「51」(登録006.422.330号, 旧分類35.10飲料)が挙げられる。

また, アルファベット又は数字一文字を図案化した商標については登録可能であり, 具体例として「**3**」(登録824505670号, 9類電気用機器), 「**P**」(登録815170106号, 16類厚紙)が挙げられる。

(2) 権利行使

図案化したアルファベット又は数字一文字からなる商標は登録可能であるが, これを根拠に通常書体からなるアルファベット又は数字一文字からなる商標の使用に対する権利行使は認められない。ただし, 通常書体からなるアルファベット又は数字一文字の使用が, 図案化したアルファベット又は数字一文字からなる商標の著名性を利用している場合, 不正競争行為に対する権利行使が認められる可能性は残る。

一方, 図案化したアルファベット又は数字二文字からなる登録商標を根拠とした, 通常書体からなる当該アルファベット又は数字二文字の使用への権利行使は認められる可能性がある。

更に, アルファベット一文字と数字を組合せた登録商標(例:「C500」)を根拠とした, 数字のみが異なるもの(例:「C800」)への権利行使可能性については, 商標全体で判断され認められる可能性がある。

(3) 不使用取消

不使用取消において, 図案化したアルファベット又は数字からなる登録商標につき, 通常書体でのみ使用している場合には不使用取消に対抗できないとされている。

また, アルファベット二文字(例:「KL」)

で登録を得たのちに数字一桁との組合せで使用している(例:「KL1」), ハイフンを加えて使用している(例:「KL-1」)等, 登録商標からやや拡張されたような使用態様については不使用取消に対抗可能とされる一方, 数字二桁(例:「KL50」)の場合には登録商標の識別性を変更しているとして, 対抗可能性は低い。

2.8 ロシア

数字, アルファベットの子音のみ(例:「CR」)又はこれらの組合せからなる商標(例:「CR50」)は, 使用により識別力を獲得した場合を除き, 数字部分の桁数やハイフンの有無にかかわらず登録を拒絶される。

アルファベット二文字からなる登録商標に基づきこれに数字を付記した商標に対してや(例:「CA」vs「CA50」), アルファベット二文字と数字の組合せからなる登録商標に基づき数字部分のみを変更した商標に対しても権利行使が認められる可能性があり(例:「CA500」vs「CA800」), 不使用取消に対しても同様の範囲で使用証拠と認められる可能性がある。

以上により, 企業が型番として費用をかけずに使用のみできればよいという場合, 数字とアルファベットの子音のみからなる型番を採用することで第三者の商標権に抵触するリスクを低減することが可能となる。ただし, かかる商標でも, 使用により識別力を獲得した場合は商標登録可能であるため, 使用時には「Model No.」と付記することで, 第三者の商標権侵害となるリスクを低減することができるという現地代理人の見解を参考とされたい。

(1) 権利化

以下の三つのタイプの商標は原則登録を拒絶される; ①数字のみの商標(桁数によらない), ②アルファベット一文字(子音母音いずれも)又は二文字の子音からなる商標, ③②に数字を

付加又はハイフンで数字を結んだ商標（例：「A321」出願2006730254号は登録拒絶）。

かかる商標を図案化した場合は登録の可能性はあるが、原則文字又は数字要素の権利不要求を伴い、外観全体は図形として保護されるが、文字や数字そのものについては保護されない。登録例としては、「**CB2**」（登録522983号、35類オンライン販売）、「**R**」（登録246499号、37類家具の修理）が挙げられる。

他方、アルファベットの子音と母音の組合せからなる二文字以上の商標であって称呼を生じるものについては、指定商品・役務について記述的である場合を除き登録可能である。これに数字を付加した商標についても登録可能であるが、数字部分は原則権利不要求を伴い桁数にかかわらず保護されないことに留意されたい。なお、権利不要求とは、商標の一部に識別力のない部分が含まれているとき、当該部分が商標の主要部分ではなく、商標全体としては識別力を有する場合は、当該部分について独占権を主張しないとする宣言（権利の不要求）をすれば商標登録を受けることができる制度である。

(2) 権利行使

登録商標の権利範囲はある程度緩やかに判断される傾向にあるが、図案化したことにより登録となったアルファベット一文字又は二文字からなる商標については、原則文字要素の権利不要求を伴うため、通常書体からなる同一商標に対する権利行使は認められない。

民法第1484条では、商標権侵害を商標権者の承諾なく同一又は類似の商品に、当該商標権と混同を生じるほど類似する商標を商業的に使用する行為と定めており、社名や他のブランドを併記した場合でも、型番として使用しているというだけでは商標権侵害を回避することは困難であるが、「Model No.」と明記した場合は侵害となるリスクが低減するという現地代理人の見

解がある。

(3) 不使用取消

登録商標の実質的な変更を伴わない使用は、使用証拠と認められる可能性があり、アルファベット二文字からなる商標についての数字の付加、アルファベット二文字と数字の組合せからなる商標についてのハイフンの追加、アルファベット二文字と数字をハイフンで結合した商標からのハイフンの削除はこれに該当し得る。

アルファベット一文字又は二文字からなる商標を図案化して登録し、これを通常書体で使用した場合に登録商標の使用と認められるかは、権利不要求の有無や実際の使用状況に強く影響されるため事案ごとに判断が異なる。

3. おわりに

別表からも見て取れる通り、上記調査研究の結果としてロシアやタイはその他の国に比べて型番的名称が商標としての識別力を有していないと判断されやすいという傾向があることが分かった。

その一方、ロシア・タイ以外の国においては型番的名称に関し、識別力を有していると判断され得るということが分かったため、日本企業がこれらの国で型番的商標を使用する場合には注意が必要である。それぞれの企業が、これらの国のすべてに対して使用前の商標調査を行うことは非現実的で困難かもしれないが、大々的なキャンペーンや広告などで露出の機会が多い場合はトラブルを回避するためにも事前の商標調査や現地代理人への使用可否の見解を確認することを推奨する。

なお、現地代理人へ見解を問い合わせる際、単に型番的名称の商標や商品・役務のみを伝えるのではなく、その型番的名称がその商品・役務の分野においてどのような意味を持っているのかを詳しく説明し、その分野における識別力

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の有無を検討させることが好ましい。欧州や中国など多くの現地代理人からのアドバイスにあった通り、例えば被服の分野であればそのサイズ、アルコール飲料の分野であればそのアルコール度数など、分野によって識別力の判断は変わってくるため、それら事情についても詳細に説明することを推奨する。

また、仮に商標調査の結果として先願商標が見つかったとしても、権利者の使用状況を調査し不使用取消の正否を検討するという方法も有効である。特に、少ないアルファベット及び数字で構成されている型番的名称の場合、実際の

商標の使用態様が登録商標と異なるケースでは不使用取消が認められ易い傾向が見て取れたため、この点にも留意して検討を行うことが好ましい。

注 記

- 1) 商標審査基準 第12版 第3条1項5号
https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/syohyoku_kijun/09_3-1-5.pdf
 (参照日：2017年2月14日)
- 2) J. Thomas McCarthy, McCarthy on Trademarks and Unfair Competition Fourth Edition, THOMSON WEST

別表

		地域	北米	欧州	アジア						オセアニア		南米		中東・アフリカ		
		国・地域*1	US	EU	RU	CN	TH	ID	IN	KR	SG	AU	NZ	BR	AR	AE	ZA
論説にて詳解の有無		—	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	無	有	無	無	無
質問事項 ＜権利化について＞		例示															
A	通常書体からなる数字のみの商標登録は可能か	274	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
B	上記Aが登録可能である場合に、桁数によってその判断が変わるか	274, 27, 4	N	Y	N.A.	Y	N.A.	N	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	N	Y
C	通常書体からなるアルファベット一文字の商標登録は可能か	F	Y	Y	N	N	N	Y	N	N	Y	N	N	N	N	Y	N
D	通常書体からなる出願商標の商品・役務において特定の意味がないアルファベット二文字の商標登録は可能か	CR	Y	Y	N*2	N	N*2	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N
E	通常書体からなるアルファベット一文字と数字を組み合わせたものの商標登録は可能か	C5 C520	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	Y*3	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
F	通常書体からなる特定の意味がないアルファベット二文字と数字を組み合わせたものの商標登録は可能か	CR5, CR50, CR500	Y	Y	N*2	Y	N*2	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
G	通常書体からなるアルファベット一文字と数字をハイフンで結んだものの商標登録は可能か	C-5, C-50, C-500	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	Y*3	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
H	通常書体からなる特定の意味がないアルファベット二文字と数字をハイフンで結んだものの商標登録は可能か	CR-5, CR-50, CR-500	Y	Y	N*2	Y	N*2	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
I	上記Cが登録不可である場合に、図案化したアルファベット一文字の商標登録は可能か	—	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
J	上記Dが登録不可である場合に、図案化したアルファベット二文字の商標登録は可能か	—	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N.A.	N.A.	Y	Y

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

<権利行使について>		地域	北米	欧州		アジア					オセアニア		南米		中東・アフリカ		
		国・地域*1	US	EU	RU	CN	TH	ID	IN	KR	SG	AU	NZ	BR	AR	AE	ZA
K	上記Cが登録可能である場合に、それに数字を組み合わせたものに対して、上記Cの権利行使が認められる可能性はあるか	F 対 F5, F50	N	N	N.A.	N	N.A.	N	N.A.	N	N	N	N	N.A.	N.A.	N	N
L	上記Dが登録可能である場合に、それに数字を組み合わせたものに対して、上記Dの権利行使が認められる可能性はあるか	CR 対 CR2, CR-80	Y	N	Y	N	Y	N.A.	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	N
M	上記Eが登録可能である場合に、数字のみが異なるものに対して、上記Eの権利行使が認められる可能性はあるか	C500 対 C800	Y	N.A.*4	N.A.	N	N.A.	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	N	N
N	上記Fが登録可能である場合に、数字のみが異なるものに対して、上記Fの権利行使が認められる可能性はあるか	CR50 対 CR100	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y
O	上記Gが登録可能である場合に、数字のみが異なるものに対して、上記Gの権利行使が認められる可能性はあるか	C-500 対 C-400	Y	N.A.*4	N.A.	N	N.A.	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y
P	上記Hが登録可能である場合に、数字のみが異なるもの(例: CR-90)に対して、上記Hの権利行使が認められる可能性はあるか	CR-50 対 CR-90	Y	N	Y	N	Y	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y
Q	上記Iが登録可能である場合に、通常書体からなる同一のアルファベット一文字の使用に対して、権利行使が認められる可能性はあるか	-	Y	N	N	N	N	Y	N	N	N	N	N	N	N	Y	N
R	上記Jが登録可能である場合に、通常書体からなる同一のアルファベット二文字の使用に対して、権利行使が認められる可能性はあるか	-	Y	N	N	N	Y	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	N

<不使用取消について>

商標の取消請求の理由となり得る 不使用期間(年)*5	-	3年	5年	3年	3年	3年	3年	5年	3年	5年	3年	3年	5年	5年	5年	5年	
S	上記Cが登録可能で、当該アルファベット一文字で商標登録を行ったが、実際には数字との組み合わせでのみ使用している場合、当該登録商標に対して不使用取消審判を請求された際には、当該組み合わせの使用が当該登録商標の使用証拠として認められるか	登録 G 使用 G1	N.A.*4	N	N.A.	N	N.A.	N	N.A.	N	N	N	N	N.A.	N.A.	N	N
T	上記Dが登録可能で、当該アルファベット二文字で商標登録を行ったが、実際には数字との組み合わせでのみ使用している場合、当該登録商標に対して不使用取消審判を請求された際には、当該組み合わせの使用が当該登録商標の使用証拠として認められるか	登録 KL 対 使用 KL1	N.A.*4	N	Y	N	N	N	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	N
U	上記Fが登録可能で、「CR50」の商標登録を行ったが実際にはハイフンを含む「CR-50」のみ使用している場合、当該登録商標に対して不使用取消審判を請求された際には、「CR-50」の使用が当該登録商標(前記例: CR50)の使用証拠として認められるか	登録CR50 対 使用CR-50	Y	Y	Y	Y	N	N	Y	N.A.*4	N	Y	Y	Y	Y	N	Y
V	上記Iが登録可能で、図案化したアルファベット一文字の商標登録を行ったが、通常書体でのみ当該アルファベット一文字を使用していた場合、当該登録商標に対して不使用取消審判を請求された際には、当該通常書体でのみ使用が当該登録商標(前記例: 図案化したアルファベット一文字)の使用証拠として認められるか	-	N	N.A.*4	N.A.*4	N	N	N	N	N	N	Y	N	N	N	N	
W	上記Jが登録可能で、図案化したアルファベット二文字の商標登録を行ったが、通常書体でのみ当該アルファベット二文字を使用していた場合、当該登録商標に対して不使用取消審判を請求された際には、当該通常書体でのみ使用が当該登録商標(前記例: 図案化したアルファベット二文字)の使用証拠として認められるか	-	N	N.A.*4	N.A.*4	N	N	N	N.A.*4	N	N	Y	Y	N	N	N	

全般: 肯定的な見解(51%以上)を「Y」、否定的な見解(49%以下)を「N」、事例により判断が変わる場合と前提条件がないため回答無しを「N.A.」として記載。

*1 国コード説明: US-アメリカ合衆国, EU-欧州連合, RU-ロシア連邦, CN-中華人民共和国, TH-タイ, ID-インドネシア, IN-インド, KR-大韓民国, SG-シンガポール, AU-オーストラリア, NZ-ニュージーランド, BR-ブラジル, AR-アルゼンチン, AE-アラブ首長国連邦, ZA-南アフリカ

*2 母音と子音の組合せからなり称呼が生ずる場合は登録可能。

*3 桁数で判断が変わる。

*4 事例により判断が分かれる。

(原稿受領日 2017年2月28日)